

日中サービス支援型指定共同生活援助の指定・変更について

川口市障害福祉課

1 サービスの概要について

日中サービス支援型共同生活援助は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。

事業の運営に当たっては、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質を確保する観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされています。

川口市では、日中サービス支援型指定共同生活援助の指定や日中サービス支援型への類型変更にあたっては、事業者は、川口市自立支援協議会に対して運営方針や活動内容等について説明・報告を行い、評価会議の評価・助言を受けることとしていますので、指定申請や日中サービス支援型への類型変更を行う事業者におかれましては、自立支援協議会への出席及び説明が必要となります。

2 指定申請について

日中サービス支援型共同生活援助は、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されていることから、その運営を行う事業者は、既にグループホームなど障害福祉サービスの提供に十分な経験と知識を有することが求められます。また、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業指定や日中サービス支援型への類型変更を行う事業者におかれましては、申請に先立って、通常の事前協議に加え、川口市自立支援協議会において、運営方針や事業内容等を説明し、評価、助言を受ける必要があります。

3 事前相談について

必ず日時を予約したうえで、ご来庁ください。

(1) 日中サービス支援型グループホームの事業実施に係るチェック表

事前に必ずお読みいただき、内容を理解してください。また、相談当日に印刷して持参してください。

(2) 建物の新築、改修に係る図面

日中サービス支援型共同生活援助は、重度化、高齢化に対応できるよう創設された共同生活援助のサービス体系であることから、将来的な身体機能の低下に対しても、合理的な配慮ができることが必要なことから、次のような設備であるか確認をします。

- ・駐車場から施設入口まで段差がないかスロープを設置している。
- ・施設の入口、居室の入口は、十分な間口幅を確保している。
- ・ユニット入口への移動が円滑にできるようエレベーターを設置している。
- ・施設内の廊下は、十分な幅を確保している。
- ・室の出入口は、十分な開口幅を確保している。
- ・ユニット毎に、車椅子利用者用トイレを設置している。
- ・車椅子利用者が円滑に移動できるフロアに、風呂場、居間を設置している。
- ・居室以外に日中活動のできるスペースを確保している。
- ・スプリンクラーを設置している。

(3) その他

日中サービス支援型共同生活援助は、日中サービスを利用できない方や常時介護を必要とする利用者が、暮らしの場として生活することを想定されたサービス体系です。

障害支援区分による利用制限はありませんが、制度の趣旨を踏まえ、障害者の重度化、高齢化に対応できるよう、グループホーム内で日中活動サービスを行う利用者に対する支援プログラムを作成し、利用者のニーズに合ったサービスを提供することが求められます。

4 評価依頼の申込期限、資料提出期限

令和4年度のスケジュール

指定・変更希望年月 (最終協議会となる月)	協議会開催日	申込期限	資料提出期限
令和4年9月以降 (令和4年9月～12月)	令和4年7月14日	令和4年6月15日	令和4年6月30日
令和5年1月以降 (令和5年1月～4月)	令和4年11月 (予定)	令和4年9月30日	令和4年10月20日
令和5年5月以降 (令和5年5月～8月)	令和5年3月 (予定)	令和5年1月31日	令和5年2月20日

(1) 評価依頼の申込

申込期限までに事前相談が終了していることが申込みの前提となります。

(2) 資料の提出

資料提出期限までに資料を提出してください。必要に応じて、資料の修正や追加を依頼します。

(3) 注意事項

- ① 自立支援協議会では、事業者が事業の内容について委員に対して責任を持って説明をしていただきます。制度の理解や事業内容が協議会での評価を実施するに至っていない場合は、事業者の責任において事業延期を含め、対応をご検討ください。
- ② 資料提出期限とは、協議会に対して評価を依頼することができる資料の提出期限となります。提出資料が評価依頼できる状態に至っていない場合は、次回以降の評価会議に申込みをしていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。